

# 旭川 労政だより

平成28年1月1日発行  
旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係  
旭川市6条通10丁目  
旭川市第三庁舎3階  
Tel: 25-7152 Fax: 26-7093

NEW

## 旭川まちなかしごとプラザを 開設しました。

これまで旭川市6条通4丁目の勤労者福祉会館内にありました「旭川しごとサポートプラザ」が本年10月より旭川市1条通8丁目の西武旭川店B館9階に移転し、新たに「旭川まちなかしごとプラザ」としてリニューアルオープンしました。

同プラザでは、これまで同様、職業相談室、ハローワーク旭川、ジョブカフェ・ジョブサロン旭川の共同運営により、職業相談や職業紹介、求人情報検索、生活・就労相談を受けられるほか、UIJターンの情報閲覧等にも利用できます。

各窓口の開設時間は以下のとおりです。

- ・職業相談室、ハローワーク旭川  
火～土曜日 午前10時30分～午後7時
- ・ジョブカフェ・ジョブサロン旭川  
月～金曜日 午前9時30分～午後5時30分

※いずれも祝日、年末年始を除く

是非ご利用ください。

### ■詳細

- ・旭川まちなかしごとプラザ  
電話：23-1401
- ・旭川市 経済観光部 経済総務課  
電話：25-7152

## あさひかわ若者サポートステーションを ご利用ください。

旭川市1条通8丁目の西武旭川店B館9階「旭川まちなかしごとプラザ」の隣室に、「あさひかわ若者サポートステーション」(サポステ)が設置されています。

サポステでは、様々な悩みや困難を抱え、働きたいのに働くことができていない15～39歳の方とご家族等を対象に、ご本人が抱える悩みや状況に合わせ、関係機関と連携しながら、次のステップに進むための支援をきめ細かく段階的に行います。

働くことに自信が持てない、就職活動の進め方が分からない等の悩み・困難を抱える方がいらっしゃいましたら、お気軽にご連絡ください。

### ※職場体験実習の受入企業を募集しています。

旭川市ではサポステの基礎的な支援内容に加え、働くことに対し自信喪失しているサポステ利用者が適職を見つけ、充実した職業生活を送れるよう企業の皆様に協力いただき、職場体験を実施しています。

若者の自信回復・スキルアップはもとより、企業にとっての人材確保にも繋がる可能性があります。

職場体験受入にご協力いただける企業の皆様等のご連絡をお待ちしています。

### ■詳細

- ・あさひかわ若者サポートステーション  
電話：73-9228
- ・旭川市 経済観光部 経済総務課  
電話：25-7152

## 中小企業の退職金を 国がサポートします。

中小企業退職金共済法に基づき中小企業のための退職金制度として国が中小企業退職金共済制度を設けています。

事業主が勤労者退職金共済機構と契約を結び毎月の掛け金を納付し、従業員が退職したときに、その従業員に機構から直接退職金が支払われます。

掛け金は従業員1人につき月額5,000円～

30,000円(短時間労働者分は2,000円～4,000円)です。

### ■詳細

- ・独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
電話：(03)6907-1234

**NEW**

## 旭川市シルバー人材センターより 「シルバー派遣事業」を始めます。

旭川市春光町に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき北海道知事の許可を受け、高年齢者の知見・能力を活かした就業機会の提供等を目的とした旭川市シルバー人材センターが設置されています。

同センターでは、会員の就業機会拡大につなげるため、平成28年4月より「シルバー派遣事業」を始めます。

これまでの請負や委任による働き方だけでは対応できなかった「派遣先の従業員との混在作業」や「派遣先の指揮命令を受ける作業」等、多様なニーズにお応えすることが可能となりますので、是非ご利用をご検討ください。

また、働くことで健康で充実した生活を送りたい、地域社会の活性化に貢献したい等のお気持ちのある方がいらっしゃいましたら、同センターの会員登録も随時募集していますので、お気軽にお問い合わせください。

### ■詳細

- ・公益社団法人 旭川市シルバー人材センター  
電話：51-1600

**NEW**

## 「女性活躍推進法」事業者向け説明会を開催します。

本年8月28日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、平成28年4月1日に全面施行されます。

これにより、常時301人以上の労働者を雇用する企業は、施行日までに自社の女性の活躍状況把握と課題を分析の上、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・届出、外部への公表等の取組が必要となります。

なお、常時300人以下の労働者を雇用する企業は努力義務とされています。

このことを受け、北海道労働局と旭川市では、次の日程で説明会を開催し、女性活躍推進法への具体的な対応と関係助成金についてご説明します。

### 「女性活躍推進法」事業者向け説明会

開催日	平成28年1月19日（火） 13：30～15：30
場 所	旭川市ときわ市民ホール（5条通4丁目） 4階多目的ホール
内容	・女性活躍推進法のポイントとその対応 ・女性活躍加速化助成金について ・個別相談会
定員	70人程度

### ■詳細

- ・旭川市 総合政策部 政策調整課  
電話：25-5358

## 両立支援等助成金を ご活用ください。

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や事業内保育施設の設置・運営を行う事業主等に対して助成するものであり、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主等の取組の促進を目的として、国から両立支援等助成金が支給されます。

本助成金は次の4つの助成金に分けられます。

### 両立支援等助成金

I	事業所内の保育施設の設置・運営を助成する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」
II	育児休業者の代替要員の確保を助成する「中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）」
III	育児休業を取得した有期契約労働者の現職等への復帰を助成する「中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）」
IV	育休復帰プランナーの支援を受け、育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく措置を実施し、労働者の円滑な育児休業取得および職場復帰を助成する「中小企業両立支援助成金（育休復帰支援プランコース）」

### ■詳細

- ・ハローワーク旭川  
電話：51-0176

## 両立支援促進・就業環境改善アドバイザー 派遣事業のお知らせ 《無料》

北海道では、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備や非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備や最低賃金引き上げに対応するための労務管理など、職場のさまざまな事柄の助言をするためにアドバイザーを派遣しています。

### 両立支援促進・就業環境改善アドバイザー派遣事業

対象	常時雇用する従業員数が300人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体
アド バイ ス 内 容	<p>労務管理の専門家である社会保険労務士等がアドバイザーとして、実際に企業を訪問して改善策をアドバイスします。</p> <p>①育児・介護休業制度について</p> <p>②出産・育児後等の女性の再就業制度の整備について</p> <p>③在宅勤務・短時間勤務制度等多様な勤務制度の整備について</p> <p>④次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画について</p> <p>⑤雇用管理の改善に関して、事業主が講ずるべき措置について</p> <p>⑥最低賃金引き上げに対応するための労務管理について</p> <p>⑦非正規労働者の正社員化に係る就業規則・給与制度の整備・改正について</p> <p>⑧非正規労働者と正社員との間の均衡のとれた処遇の推進について</p> <p>⑨その他、「北海道あったかファミリー応援企業」登録など、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備、非正規労働者の就業環境の改善・整備について</p> <p>⑩上記①～⑨までの内容についてのセミナー等の講師</p>

#### ■詳細

・北海道 労働政策局 雇用労政課 就業環境グループ  
電話：(011) 204-5354

## 改正障害者雇用納付金制度について

常時雇用する労働者数が100人を超える全ての事業主は、雇用している障害者数が法定雇用率（一般の民間企業の場合2.0%）に満たない場合、不足している障害者1人あたり月額5万円（減額特例あり）を国に納付しなければなりません。

それに対し、法定雇用率を超えている場合は、超過分について1人あたり2万7千円の調整金が申請に基づき支給されるほか、常時雇用する労働者数が100人以下の事業主についても、雇用障害者数が一定数を超えている場合は超過分について1人あたり2万1千円の報奨金が申請に基づき支給されます。

申請期間が平成28年4月1日～5月16日と限られているので、漏れのないようご注意ください。

#### ■詳細

・独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構  
北海道支部 高齢・障害者業務課  
電話：(011) 622-3351

## 障害者雇用を促進するにあたり 各種助成金等をご活用ください。

企業の皆様の障害者雇用の取組を促進するため、障害者を新規に雇い入れる場合や働きやすい環境整備を行った場合、次の助成金等を国が支給します。

#### 【特定就職困難者雇用開発助成金】

障害者などの就職が困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対しての助成金。

・中小企業の場合、1人につき総額40～240万円を支給

#### 【障害者初回雇用奨励金】

初めて障害者を雇用する中小企業が、雇用率制度の対象となる障害者を初めて雇用し、3か月以内に法定雇用率を達成する場合に支給される奨励金。

奨励金の支給額は120万円。

#### 【障害者トライアル雇用奨励金】

ハローワークや民間職業紹介事業者等の紹介で就職困難な障害者を試行的に雇用した場合の奨励金。

1人につき月額4万円（最大3か月）

#### ■詳細

・ハローワーク旭川  
電話：51-0176

NEW

## 障害者職場実習推進事業のご案内

旭川市では、就労を希望する障害者に、企業における職場実習の機会を提供することで、就労能力の向上等を目的とする「障害者職場実習推進事業」を実施しています。

障害者雇用をお考えの企業の皆様、是非お問い合わせください。

### ■詳細

- ・上川中南部障害者就業・生活支援センター  
「きたのまち」  
電話：38-1001

NEW

## 旭川市職親会をご存じですか？

障害のある方達の就職と職場への定着を支援し、共に働くことを願う様々な職種の事業主を中心に昭和37年に「旭川職親会」が組織されました。

職場訪問研修、障害者激励会、優良指導員・従業員表彰、会報発行等を行っています。

旭川職親会	
住 所	旭川市宮前1条3丁目 旭川市障害者福祉センター おびつた1階
平成26年度 会 員 数	109人
雇用事業所数	28事業所
障害者就労数	151人

随時、会員登録（年会費：一口2千円）を募集していますので、お気軽にお問い合わせください。

### ■詳細

旭川市職親会  
電話：38-1001

## 旭川市雇用創出促進協議会

### 企業・事業主セミナーのご案内

旭川市雇用創出促進協議会は、旭川市と地域の経済団体等で構成する団体であり、厚生労働省の委託を受け、旭川産品を集めたカタログギフトづくり等のほか、事業主や求職者を対象とした各種セミナーを実施しています。

セミナーは全て受講無料です。

各セミナーの開催日など詳細は決まり次第協議会ホームページや各種広告でお知らせしますので、ぜひご参加いただき、販路拡大や売り上げ向上にお役立てください。

### 《セミナー概要》

#### 【物産展等進出応援セミナー】（平成28年2月頃開催予定）

新たな販路開拓に向け、全国各地で開催されている物産展等の進出に必要なノウハウを習得するセミナーです。

#### 【海外販路拡大の魅力伝えるセミナー】（平成28年2月頃開催予定）

今後販路の開拓が見込める国（ロシア、中国、シンガポール、台湾等）を対象に、実際に取引を行うために必要な情報や商品ニーズ、特徴などを学ぶセミナーです。

#### 【インターネット活用販路拡大セミナー】（平成28年2月下旬～3月上旬開催予定）

ECサイト、ホームページ作成のほかメールマガジン、ブログ、SNS を活用した集客・成約率アップ方法等に関する知識・技術を習得するセミナーです。

### ■詳細

- ・旭川市雇用創出促進協議会 事務局  
電話：24-2330  
ホームページ：「旭川市雇用創出促進協議会」で検索、または  
<http://www.asahikawa-koyousoushutsu.jp/>

## 企業情報提供サイト「はたらく あさひかわ」の 掲載企業を募集しています

旭川市では、地元の若者やU I Jターンを希望する方との橋渡しを目的としたサイトを作成しています。

取材にお伺いして記事を作成し、企業や仕事、働く人の魅力をサイトで紹介します。取材・掲載など費用は無料です。

掲載内容など、お気軽にお問い合わせください。

旭川市 経済観光部 経済総務課 電話：25-7152



【サイトイメージ】